

第3回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 次第

日時：令和4年5月18日(水) 午後2時～4時(予定)

場所：小平市役所 501 会議室、オンライン併用

1. 開会挨拶
2. 前回委員会要録の確認 (資料1)
3. 委員の交代について
4. 議題1 鈴木遺跡保存活用計画策定に関する地域懇談会について (資料2)

議題2「国史跡鈴木遺跡保存活用計画(案)のあらまし」について (資料3)
5. 今後のスケジュールについて (資料4)

*配布資料

- 資料1 第2回鈴木遺跡保存活用計画検討委員会要録
- 資料2 鈴木遺跡保存活用計画に関する地域懇談会の開催について
- 資料3 「国史跡鈴木遺跡保存活用計画(案)のあらまし」(案)
- 資料4 今後のスケジュール(案)

第 2 回 鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 議事要録

1 日時

令和 4 年 2 月 9 日(金) 午後 2 時～午後 4 時

2 開催場所

小平市御幸地域センター（オンライン併用）

3 出席者

国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会委員：8 名（うちオンライン参加 2 名）

欠席 2 名

事務局：島田課長、小川課長補佐、高田主任

オブザーバー：文化庁調査官 1 人、東京都教育庁文化財担当職員 1 人

（いずれもオンライン参加）

4 傍聴者 1 名

5 配布資料

- ・議事次第
- ・資料（事前配布）

6 次第

- (1) 前回委員会要録の確認
- (2) 委員の交代について
- (3) 議題 1 鈴木遺跡の本質的価値
- (4) 議題 2 鈴木遺跡の現状と課題

課長：それでは定刻になりましたので、第 2 回鈴木遺跡保存活用計画検討委員会を始めさせていただきます。

委員長：2 回目ということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

配布資料の中に、『考古学ジャーナル』2 月号の「今月の言葉」という欄に「旧石器遺跡の保護と史跡整備」という題で書いたものがあります。

旧石器時代の遺跡は、2000 年の捏造事件以来国指定にならなかったのですが、2018 年に再開され、千葉県酒々井町の墨古沢遺跡、沖縄の白保竿根田原洞穴遺跡、そして鈴木遺跡が国史跡指定の再開 3 番目です。

旧石器遺跡というのは保存が難しいです。その理由は旧石器時代の遺跡は、遺跡全体の構成要素がほぼ石器のみのことが多く、しかも発掘で石器を全部取り上げないと遺跡の性格が良くわからないのですが、取り上げてしまうと逆に保存する意味がなくなるという矛盾があります。鈴木遺跡は非常に広大な面積を占めていて、保存された場所に濃密に埋まっているだろうということで史跡に指定されました。今回のこの保存活用計画を作るにあたって、委員の皆様には知恵をしばっていただいて、地中に埋まっている遺跡をどのように価値づけするか、一般の市民の方にどのようにお示しするかを考えていただきたいと思っております。事務局からお願いいたします。

事務局：資料1、前回10月27日の要録でございます。こちらをすでに皆様にはご確認いただいております、市役所のホームページの方で公開いたしております。

委員長：次の3番、委員の交代につきまして、小柳委員が、ご都合でご退任されました。その代わりに橋口委員をお迎えすることになりました。

委員長：それでは4番、本日の議題の方に入らせていただきます。事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局：資料2は、最終的に策定する鈴木遺跡保存活用計画策定計画書の一部になる見本になります。9ページから始まっていますが、1ページから8ページまではこの保存活用計画検討委員会の活動などをまとめた形で載せていくということになります。

保存活用計画の前提となる鈴木遺跡の概要のうち、24ページくらいから本質的価値について、そして今後保存活用していく中心となる価値とは何なのか30ページあたりから述べられています。そして史跡の構成要素は、千葉県酒々井町の墨古沢遺跡の保存活用計画書を利用させていただきました。ここでは史跡は指定地だけではなくて、指定地外の部分も含めてひとつの全体を構成しているという考え方が示されており、指定されている範囲でも、本質的価値を構成する部分と、史跡の保存・活用に関する要素、逆に史跡の整備に支障があるものも包み込んだ形で指定地というものは構成されているし、指定地外にも重要なファクターというものがあるのではないかと示しています。

これを具体的なレベルで示したものが、36ページの表になります。まず鈴木遺跡の普遍的価値を構成する要素のIは普遍的価値というのは、学術的な価値など、その鈴木遺跡の発掘調査によって明らかになった遺跡の価値の部分で、副次的な価値というのは、それに準ずるものとして鈴木遺跡の調査など、後世の人によって行われた調査や評価が付け加わるということを示しています。

普遍的価値につきましては、特に①～⑤までの部分につきましては37ページ以降に一部、総括報告書からの引用の形で載せてございます。普遍的価値としてはまず後期旧石器時代を通して連綿と人間活動の痕跡が認められ、それが12枚の文化層として得られており、おびただしい数の人間活動の痕跡が、石器集中部や礫群の形で遺存している。それから石神井川によって開析された源流部の地形、という遺跡の立地と景観が際立った特徴をもち、その一部が現在も保たれている。さらに出土遺物に関するものとして、どの文化層のどの位置か

らどれだけの割合でどこの黒曜石が出てきているかを具体的に示すことで後期旧石器時代における遠隔地石材獲得の具体的な姿を示すことができた。これは、また後期旧石器時代初頭の石器群の様相、特に石斧など局部磨製石器、あるいは台形様石器や尖頭形石器がみつき、さらには人々の生活痕跡が円環を成すように認められる、環状ブロック群と考えられる様相も認められ、わが国の後期旧石器時代の初めの頃の特徴を非常によく示しているということを挙げました。

副次的価値としましては、保存管理等用地を念頭に置いているわけですが、遺跡の中核部をはじめとする一帯がそっくり残されている。それから遺跡の面積、出土点数からも南関東における後期旧石器時代の拠点的遺跡として位置付けられる。さらにこれまで90次にわたる発掘調査が行われ、50冊以上の調査報告書が刊行されていて、それが遺跡の範囲とその中での濃密部が絞り込める。記録保存も十分に行われ、調査されずに壊されてしまった部分がほとんど無いということも特徴の一つなのではないかとしています。また後期旧石器時代以降の人間活動の痕跡も遺跡との有機的な関係の上に築かれてきたこと、それが旧石器時代の遺跡を構成する重要な要素である地形と有機的に結びついていることが示せたと考えられます。

続いてⅡ、Ⅲ、Ⅳの部分、遺跡の保存活用に関する要素としては、史跡の保存保護に必要な工作物や設備としまして、保存区等があり、史跡の公開活用に必要な施設や設備としては鈴木遺跡資料館や文化財解説看板、案内サインが整備されています。さらに維持管理業務に必要な施設や整備は保存管理等用地と鈴木町1丁目390番地保存地区の外縁の高低差の土留めとして存在する擁壁があります。この部分は、これによって保存区、保存管理等用地が維持されている一方で、しっかり維持管理していかななくてはいけないという点から、非常に重要な要素です。

その他の要素としましては、本来は無い方がよいものです。保存管理等用地の中の残存基礎ですが、除去してしまうと遺跡が崩落してしまう危険があるということで、除去せずに地中に残されています。それからいろいろな部分にある旧排水管、あるいは後世の人間の営みとして設けられた畑、学校、公園、道路、カーブミラーなども存在しています。これら阻害要因をどのように位置づけていくのかということが重要になっていくわけです。

さらに指定地外にあるもので、史跡指定地の周辺環境を構成する要素としましては、遺跡の本質的価値と同等な価値を有する要素として地形があります。特に指定地には入らない現在の武蔵野団地の部分は、鈴木遺跡を成り立たせる要素であった石神井川のかつての流路がありました。加えて後世の人が残した地図や古文書も地形に関わるものとして存在します。またこの本質的価値と密接にかかわる要素としては、景観や植生があります。

このように遺跡の本質的価値につきましては、今後の保存活用という中で重要な要素になると考えています。

委員長：保存活用計画書というのは、このように章立てされているということになります。議題1に関しましては、鈴木遺跡の価値、本質的価値、副次的価値、この辺を定める

ということが非常に重要になってくる。鈴木遺跡を保存・活用していくために何が中心かというのを定義すること。その最も大事なものは本質的価値にあたる。それに続けて周辺の付随する価値があって、またそれとは別になるべく除去した方が良いものもあると、それをすべて含めて現状を把握しておいて、後にこれらのものを、例えば本質的価値はどのように維持していくのか、あるいは活用していくのか、あるいは対立する要素はどのようにして排除していくか、除去していくか。それを実現するための方策を今後具体的に計画書の中に書いていくという構成になっているので、この部分が一番大事なところになります。

委員：本質的価値についてですけども、本質的価値の説明の中で、南関東における拠点的遺跡として位置付けられています。人々の交流、交易という観点から見て鈴木遺跡には大きな価値があるということがわかりやすく書いてあるとイメージが湧くのではないかと思います。また、文化層の違いや、石器の材質・石材、礫群の数などの変化がどういう意味を持っているのか、ということが、素人にも分かるように書いていただかないと、専門家でないといわづらぬのではないかなと感じました。

それから縄文時代や江戸時代のものが保存活用計画の上ではどう位置付けられるのかも疑問です。これは別の形で市なり都の史跡にしていくのか、どのように保存していくのか、その辺の考え方が疑問でした。

事務局：最後の疑問につきましては、内容的に次の議題2 現状と課題の中でお話しする予定ですが、大抵の遺跡というのは、その前後の人間の営みに挟まれています。ところが鈴木遺跡の場合は、それ以前には人間の営みはなく、地質学的な営みのみが存在し、それ以降のあらゆるものは全部後世の営みになります。それらの多くは地質学的な営みによってできた地形というものがキーワードになっています。したがって、鈴木遺跡の保存活用の中では、地形を軸に考え、旧石器時代の人々のみならず、その後もこの地形を利用した様々な人間活動の営みが行われたということを書いていく必要があると考えます。

また、市民の方にとって旧石器時代という我々の生活とはかけ離れた時代をいきなり理解していただくというのは難しいのですが、例えば昭和15年ぐらいの納税に関する茶碗や江戸時代の御門訴事件にも関連すると思われる、徳川家康がかつて手掛けた薬の容器などを使うことによって、身近なところから次第に古い時代に関心を誘っていくことができるのではないかと考えています。確かに先程ご指摘があったように、拠点的遺跡や12枚の文化層などについて、いきなり話されても一般の人には難しすぎると思いますので、その前段として旧石器時代が私たちと全く無関係な遠い時代ではなくて、ひとつずつ遡っていくことによって身近なものになっていくということを書いていただければ良いのではないかと考えているところです。

委員長：文化層の説明に関しては総括報告書からの引用だと思うので、違うことは書けないと思いますが、もう少し工夫していただきたいと思います。保存活用計画書は一般の方も読まれます。専門の方だけでなく保存活用委員会の委員の方も理解できない計画書はま

ずいと思います。

何が本質的な価値なのか、あまり分かりやすくすると文章が長くなり、100%わかりやすいものは無理だと思っています。要するにこの検討会は勉強会とは違うと思っています。

議題として検討すべきところは、表のⅡ史跡の保存・活用に関する要素というところだと理解しております。検討する項目はある程度まとめていかないと、歴史的なことと今後どう公園化するといった話が混乱すると話が進まないと思います。

委員：例えば「おびただしい数の人間活動の痕跡」という表現がありますが、これがもう少し具体的な人数は推定できないのか、また、環状ブロック群は例えば太陽からの日の当たる位置が季節によって変わっていくことによってできたのではないのでしょうか。

事務局：鈴木遺跡の環状ブロック群の評価ははっきりしないのですが、各地で見つかる環状ブロック群は、旧石器時代の中でも特に古い段階の大規模な遺跡で、斧型石器や台形様石器と伴っているという特徴があります。少人数の生活痕跡が結果として環状になったのか、同時に複数の集団が一カ所にいて環状になったのかについては結論が得られてはいません。後鈴木遺跡が期旧石器時代初頭の大規模な遺跡の特徴をもっている可能性があるということです。

委員長：この保存活用計画では環状ブロックなどの細かい議論に入るのではなく、むしろ今後、調査研究ができる体制にしていくということが重要だと思います。

さて本質的な価値を普遍的価値と副次的価値とに分けていますが、これはちょっと検討したほうが良いという気がします。例えば副次的価値(2)の①「遺跡の中核部をはじめとする一帯がほぼ手付かずの形で保存されていること」、これは将来的に現在指定されている範囲を拡張したり、追加指定したりして行く時の根拠になり、本質的な価値のかなり重要なところになると思います。鈴木遺跡の特徴は範囲が広いことで、谷頭部を取り巻く部分全体を、将来的に時間をかけて保存していくというのが目標になると思います。長期間にわたって連綿と広い範囲に住んでいた、ということが本質的な価値だと思うので、副次的といわれるとやや抵抗があるような気がします。

事務局：遺跡に旧石器時代の人たちが暮らしていた時の営みの範囲というのは濃い部分、薄い部分もありながら存在したわけですが、その中で特に濃い部分にたまたま農林中央金庫の研修所ができて、その北側が寄付されて保存管理等用地になったというのは、遺跡のもっている意味ではなくて、後世の人間が利用していく中でたまたま付けなかつただけだろうということで、副次的価値に入れました。

委員長：全体を読むと、保存管理等用地の確保だけが具体的な要素というのは限定的なイメージを受け、現在分かっている範囲で収めているような気がします。保存して活用していくわけだから、将来を予測して入れ込んでおかないと、活用する根拠がなくなります。

具体的な要素が、今までの調査や研究で分かったことだけだと、記録保存が行われてきたことが副次的価値であるならば、調査で検出された資料に対して将来も追加的な研究を行うという余地を残さないと、保存すればいいという話になってしまいますから、研究活

動と調査活動を続ける根拠が無くなる。つまりここまで鈴木遺跡は、水源地を取り巻く広大な範囲に、旧石器時代の包含層がかなり良く残っていることが本質的価値の大きな部分を構成しているので、それを保存し活用していく、と位置付けた方が良いと思います。今後、追加指定していく時に、保存活用計画が根拠になるので、この部分の議論は重要なので時間を取りたいと思います。

委員：要するに保存活用計画の中では縄文の落とし穴や水車というものも副次的ではあるが、その保存活用についても取り上げるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：水車等の要素も鈴木遺跡の価値を理解したりする上では重要ですし、遺跡に親しんでいただく上でも、活用という点でも大事なのではないかと考えています。

委員：地下に保存されている遺跡の保存活用はなかなか難しいのではないのでしょうか。

事務局：前回の史跡整備のところで、エビデンスのないものを出すわけにはいかないのだと委員長は仰っていましたし、また全部掘り出してしまったら、史跡として残らないというジレンマに立たされる旧石器時代の遺跡をどのように保存活用していくのかという話を今後していくこととなります。

委員長：議題2の「鈴木遺跡の現状と課題」について、説明をお願いします。

事務局：先程言ったように鈴木遺跡というのは、以前の人間の営みのない土地の上に営まれた遺跡であり、史跡指定されている範囲や今後史跡化を目指す範囲の外側に、史跡とは全く無関係ではない土地や、影響を与える範囲というものが流動的に広がっていると考えられます。これらをどのように位置付けていくのかというのが、今後の保存と活用、一部の整備という問題に繋がっていくことにはなるのではないのでしょうか。一方でただ伝えていく、保存しておくのではなく、それらを理解していただき、現代社会に役立てていくということが活用として存在し、それらを結びつけるのが、整備であり、それを成り立たせるのが運営の体制なのだということになると思います。

コゲラの森は一部民有地ですが、所有者の方に同意をいただいて国の史跡化の対象となった範囲ですが、それ以外の指定地はすべて市有地で、その中には一番大きい保存管理等用地があり、そのほか鈴木遺跡資料館の用地、鈴木小学校の北西角の鈴木小学校保存区、鈴木町一丁目390番地保存区という4か所の保存区があります。それ以外に公園とか道路があるわけで、これらのうち、保存活用の議論が行われるべき対象はどれかというのを提示したのが、資料3の表1です。

鈴木遺跡の保存活用は遺跡全体について行うべきもので、重層的な構造をして、すべてが対象になるわけではありますが、大きな軸として考えなくてはいけないのは、保存管理等用地の位置づけが重要な要素になるわけですね。前回委員長が言われたように、これをどのようにするかというモデルのようなものを保存活用計画書の中に盛り込んでいかないと、具体化が困難になると思われます。

これは土地、空間としての遺跡の範囲の中でということになりますが、保存活用の課題を考えていく中で、今後検討しなければならない事項として作ったのが表2で、空欄があ

るのは、委員の皆様からのご意見を聞きながら、付け足すことなど、ご意見を頂戴したいと考えています。

遺跡はそれだけが存在するのではなくて、外側に立地や、景観や植生を含めた遺跡を包み込むように広がる空間があって、その中に遺跡が営まれていたわけです。その営まれた遺跡を構成する要素は、考古学的に言うなら基本的には遺構と遺物になると考えられるわけですが、遺物や遺構は、発掘調査の結果、切り離されて標本などの形で鈴木遺跡資料館に展示、保管されています。また遺跡は保存区の形だけではなく、人が家を建てて住んでいる下にも保存されています。さらには、立地とか景観は、遺跡分布のように見て回ったりすることができる具体的な土地、あるいは地形ですから、これを活用していくという場合には、それを体験していただくという形で、身をもって遺跡を知っていただく場所になるのではないかと思います。遺跡のある場所を歩いて回るだけではなくて、それを包み込んだ空間、そこからはみ出したところも含めて歩いて、その一部に中心として遺跡が存在するのだということを理解してもらえないのではないかと考えたのが、この史跡を構成する諸要素とその保存活用というモデル図です。

保存と活用を下支えする整備や運営体制に対しても将来的な展望というのもない限りは、議論が正しく行われたいのではないかと、安定した保存活用計画が作られないのではないかと考えています。

資料3の最初のページ、(3)の課題のところにも6章、7章、8章、9章、5章としてあります。これは文化庁の方から示されている保存活用計画書の章立てに該当する部分ですが、将来的展望を前提に保存活用、整備運営体制が整えられていくので、5章の将来的展望が先においてあるわけですが、将来的展望を先に作って、保存活用、整備運営体制を考えていくのではなくて、保存活用整備運営体制について議論する中で出てくるビジョンを5章でうたうほう順でやらないと難しいと考えたので、あえてこの順にしてあります。

委員：教育が大事だと思います。義務教育や大学とか高校との連携、さらには公民館も活用して生涯教育を行い、そこから将来的にはボランティアとして期待できる人材も育ててくるのではないかと、そういう社会教育も含めた教育はこの構成の中でどこに位置づければいいのでしょうか。

事務局：学校連携や地域との連携は、地域資源としての位置づけの連携というところにくるのかなと考えてこれを作ってみたのですが、特に学校連携だけではなく、生涯学習という形で連携し、ボランティアのような形で支えてくださる人材を養成していくということは、最終的には保存や整備にも繋がることかと考えています。

委員：見えない旧石器の遺跡をどう見せるのかということ、バーチャルリアリティーのような、今のデジタル技術を使って、スマホをQRコードにかざすと、ないものを見られるようになるものがあります。鈴木遺跡でもアプリを使っていろいろ学んだり、音声ガイドのようにしたり、PRにも活用したりできると思います。こうした手法を組み合わせると目に見えない遺跡をリアルに体験できるのではないかと思います。

事務局：鈴木遺跡の展示のリニューアルでも多機能音声ガイドと組み合わせて、石器づくりをしている人の姿を画面上で見えるようなものを検討しています。最近はいろいろな遺跡で採用してポピュラーな手法になってきています。

委員：アプリ系を使って、現地に来なくても勉強ができるということは良いことだと思いますけれど、例えば茜屋橋に鈴木遺跡のイメージがわかる看板を設置して現地にも来てもらいたいと思います。現地に行くというのは非常に重要なことではないかと思います。

事務局：下野谷遺跡のアプリもそうですし、上田城のもそうなのですが、インターネットを通じて閲覧できるコンテンツと、現地に行かないと使えない部分の両方があるって、インターネットから誘導する仕掛けになっています。入口を作るっていう意味ではインターネット上から入ることはできるけれども、ここから先は現地だという部分を残しておかないといけないと思います。

委員：古代の泉が鈴木小学校の中にありますが、その水の出が一定ではなかったり、抜けてしまったりしたこともあったそうで、その整備も考えなくてはいけないと思います。

事務局：具体的に水という形で見えるというのは人々を引き付ける点で貴重だと思いますが、古代の泉をダイレクトに石神井川が地表に顔を出した場所、と誤解されてしまうのは本意ではありません。旧石器時代の地下水が、この鈴木小学校の敷地内で顔を出していた時代があって、それが鈴木遺跡を育んだということを説明に繋げていくことが必要かと思います。出てきてそのまま下水に入っている現状はもったいないとは思いますが。また学校連携という視点でも、生徒たちが登下校の時に必ず通るところにあることは、遺跡を意識してもらおう場所として役立つような気がします。

委員：西東京市の下野谷遺跡のように石神井川流域にはかなりいろんな遺跡がありますが、やはり石神井川は人の営みにとって大切な河川だったという気がするので、鈴木遺跡+αで、石神井川の重要性にも触れるといいかなと思います。

委員：しっかりした建物に建て替えられないのは承知していますが、鈴木遺跡資料館はもう少し良くなるのかなと思います。もっと見栄えが良くて、快適な学びの場みたいな形で使えるような施設にできないのかなと思います。

事務局：鈴木遺跡資料館というのは整備済みなのではなくて、今後これをどういう風に保存と活用に生かしていくかというのは、この保存管理等用地の整備に加えて、重要な要素として存在します。今後は保存管理等用地の部分を含めた遺跡全体を対象とした公開や活用の拠点としての鈴木遺跡資料館があるべきだと思います。今資料館のある場所というのは1つの保存区ですから、保存区や史跡外の利用しやすい場所に用地を確保するなど、ガイダンス施設としての鈴木遺跡資料館をどのように位置付けるかべきかということも議論の俎上に上げなければならないと思います。

委員：小学校3年生が市内巡りをしますが、なかなか鈴木遺跡を見る学校はありません。鈴木小では6年生が自分たちの調べたことを下級生に伝えるということで鈴木遺跡のことを学んでいます。また夏には板橋区の子供がずっと源流を遡ってきて鈴木小まで来ました

が、小平市と板橋区での連携もできると、子供たちが学ぶことができると思います。そのためには校長会の中でもそのようなことを伝えるなどして、一体で取り組めたらいいと思います。また鈴木小の登り棒の近くが、元々の石神井川の源流部と聞いていますので、そのことが分かるようなモニュメントとがあるといいと思います。

委員： JR や西武線からのアクセスもあり、来てもらう人を増やしたいと思っておりまので、VR などの活用等を進めていただきたいと思います。また鈴木遺跡の観光土産的なものも開発したらいいのではないかと思います。

委員長： 次回以降も、この問題は議論を続けていきたいと考えておりますので、次回には、お考えを持ち寄っていただきたいと思います。

事務局： 今後、市民参加の観点からパブリックコメントや地域懇談会も開催して、市民の方々からご意見を頂戴しながら、内容をより深めていくことが求められています。

また次回の委員会は会場の都合で市役所で5月18日の同じ時間、同じ水曜日ですが実施したいと思っています。

委員： 地域懇談会は全市民を対象にしてなのでしょうか、あるいは近隣住民を優先するのでしょうか。

事務局： 基本的には市民対象ですが、実際的には自分たちに関わりのあると考えられる地域の住民の方が多くご参加いただけるだろうと思って鈴木の地域センターを選んだわけですので、市報でもご案内しますが、チラシのような形で遺跡周辺の方には特にご案内したいと考えています。

課長： 名前が「地域懇談会」なので狭いイメージを持たれたかもしれないですけど、「説明会」ですと一方通行になってしまうので、小平市では「住民説明会」のことを「地域懇談会」と呼んでおります。

委員長： 何か他にございますか。この次は5月ということなので、先程からの議論、少しずつ具体化していきたいと思いますので、ぜひ委員の方々にはお考えを持ち寄っていただきたいと思います。あとは事務局から何かありますか。

事務局： 先程触れましたが、「小平の鈴木遺跡の今そして未来」という保存管理等用地の整備事業の現状を説明するパネル展を鈴木遺跡資料館で毎年行っています。合わせて、「こだいらの遺跡を歩く」という遺跡ウォークも行うのですが、その案内のチラシを作って、周辺の住民の方にご案内したという報告です。

委員長： わかりました。でも2月はまん延防止が延長するみたいですね。その辺は大丈夫ですか。

課長： 入場制限等に十分に配慮して、実施させていただきます。

委員長： わかりました。それでは以上をもちましてこの第2回の検討委員会を終了いたします。ご参加ありがとうございました。

鈴木遺跡保存活用計画策定に関する地域懇談会 実施計画書（案）

1 懇談会の目的

市では、令和3年3月26日に国史跡に指定された鈴木遺跡の、保存及び活用にかかる計画を2か年かけて策定する計画である。近隣住民の理解と協力を得ながら計画を策定するための地域懇談会を開催し、史跡の保存活用にかかる考え方や当該計画の概要を紹介し、意見をうかがう場とする。

2 懇談会の概要

(1) 開催日時、場所

開催日	開催時間	会場
令和4年6月11日（土）	午後2時～4時	鈴木町地域センター集会室

(2) 内容

「国史跡鈴木遺跡保存活用計画（案）のあらまし」を配布

＊当日配布のほか、ホームページで公開（予定）

＊市役所、鈴木遺跡資料館等での配布（予定）

- ① 国史跡「鈴木遺跡」について
- ② 史跡保存活用計画の考え方・概要・構成
- ③ 計画策定のスケジュール

(3) 担当者

文化スポーツ課長、文化財担当係長、文化財担当係員

3 周 知

- (1) 市報（令和4年5月20日号）及び市ホームページ掲載予定
- (2) 近隣住民宅へチラシ配布（回田町、武蔵野団地自治会長に依頼予定）
- (3) 議員チラシポスティング（令和4年5月末予定）

鈴木遺跡

「国史跡鈴木遺跡保存活用計画（案）」のあらまし

小平市教育委員会

はじめに

国史跡鈴木遺跡保存活用計画について

鈴木遺跡は、わが国における旧石器時代を研究する上で欠くことのできない内容をもつ大規模遺跡としての価値が認められ、令和3年3月26日に国史跡に指定されました。この鈴木遺跡の持つ本質的な価値を明確化し、その重要性を市民に周知するとともに、次世代へ継承するために、史跡の保存、活用、整備、運営・体制のあり方を示す国史跡鈴木遺跡保存活用計画を策定します。

鈴木遺跡を確実に後世に継承するとともに、適切な活用を図るには、地域全体で取り組む必要があります。そのために小平市では、この保存活用計画を通じて、鈴木遺跡の適切な保存管理、そのための調査・整備を行い、市民とともに鈴木遺跡の教育・まちづくり・観光等における活用を進めていきます。

鈴木遺跡の時代、後期旧石器時代とは

日本列島の歴史は、後期旧石器時代から始まります。今から約700万年前にアフリカに登場した人間の祖先は、様々な道具や技術を生み出すことで、厳しい環境に耐え、その住む場所を広げていき、今から約4万年前にユーラシア大陸の東にある日本列島に来たと考えられています。

当時の人々は狩猟採集生活をしていましたが、この頃は氷河時代と言われる寒冷な時期で、後の時代の縄文時代よりも食糧となるものが乏しく数人のグループを作って、キャンプのような簡単な暮らしをしながら移動を続けていたと考えられています。

こうした狩猟採集に頼る後期旧石器時代は約4万年前から約1万6千年前までの間だったと推定され、鈴木遺跡は約38,000年前から約16,000年前の間、存続したと考えられることから、その期間は後期旧石器時代の全般に及びます。この後氷河時代が終わり温暖になり、土器の作成や定住化が行われる縄文時代を迎えます。縄文時代草創期と呼ばれる縄文時代に入ったところに、今の石神井川源流が流路短縮と呼ばれる現象により、水源が東方に移動したため、鈴木遺跡から人々が離れたと考えられます。

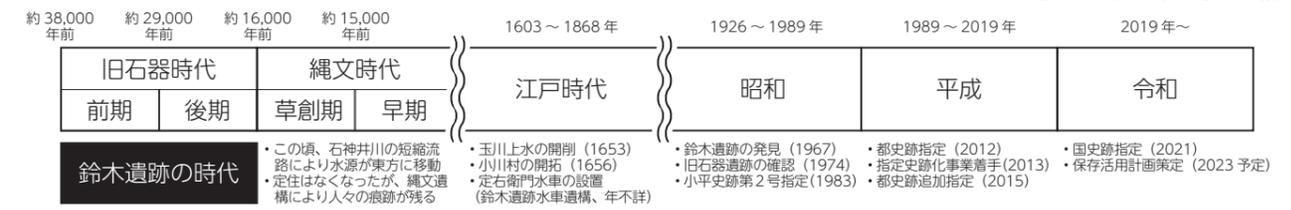
鈴木遺跡の発見から、現在に至るまでに92次、約22,820㎡に及ぶ発掘調査が行われ、後期旧石器時代について様々なことが分かってきました。



鈴木遺跡の跡群



鈴木遺跡が旧石器時代全般を通じた遺跡であることを示す地層と文化層

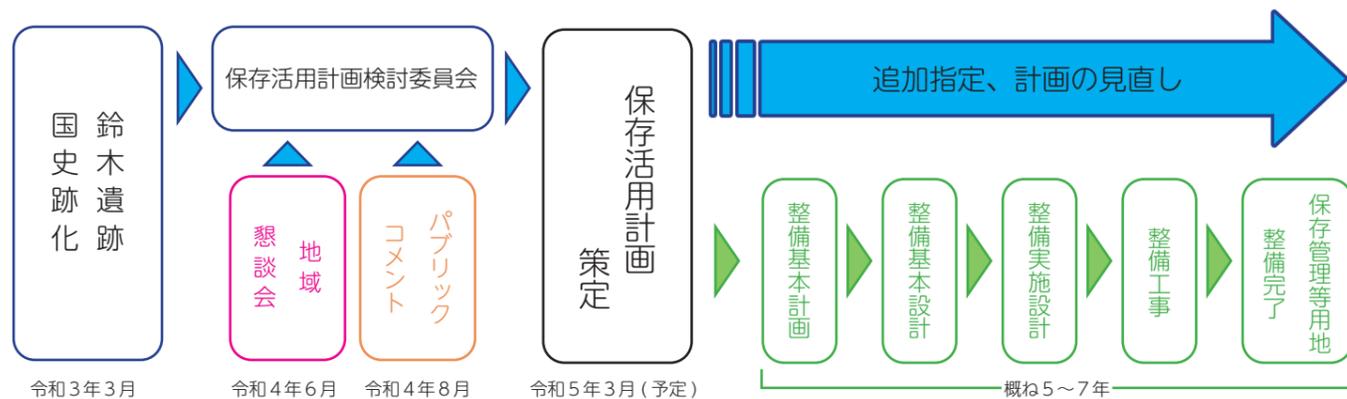


今後について

鈴木遺跡保存活用計画を進めるために

鈴木遺跡を保存・活用・整備するプロセスは、歴史的環境や景観との中で生活する市民の住環境の向上にもつながります。しかし、そうした取り組みは行政だけではできません。市民の皆様や遺跡に関心のある皆様と共に協力するための仕組みを検討するなど、運営・体制の整備を行っていきます。また、この鈴木遺跡の保存・活用・整備のプロセスには長い期間がかかります。そのため計画の内容が現状に即しているか適宜確認を行い、必要な時には見直しを行います。

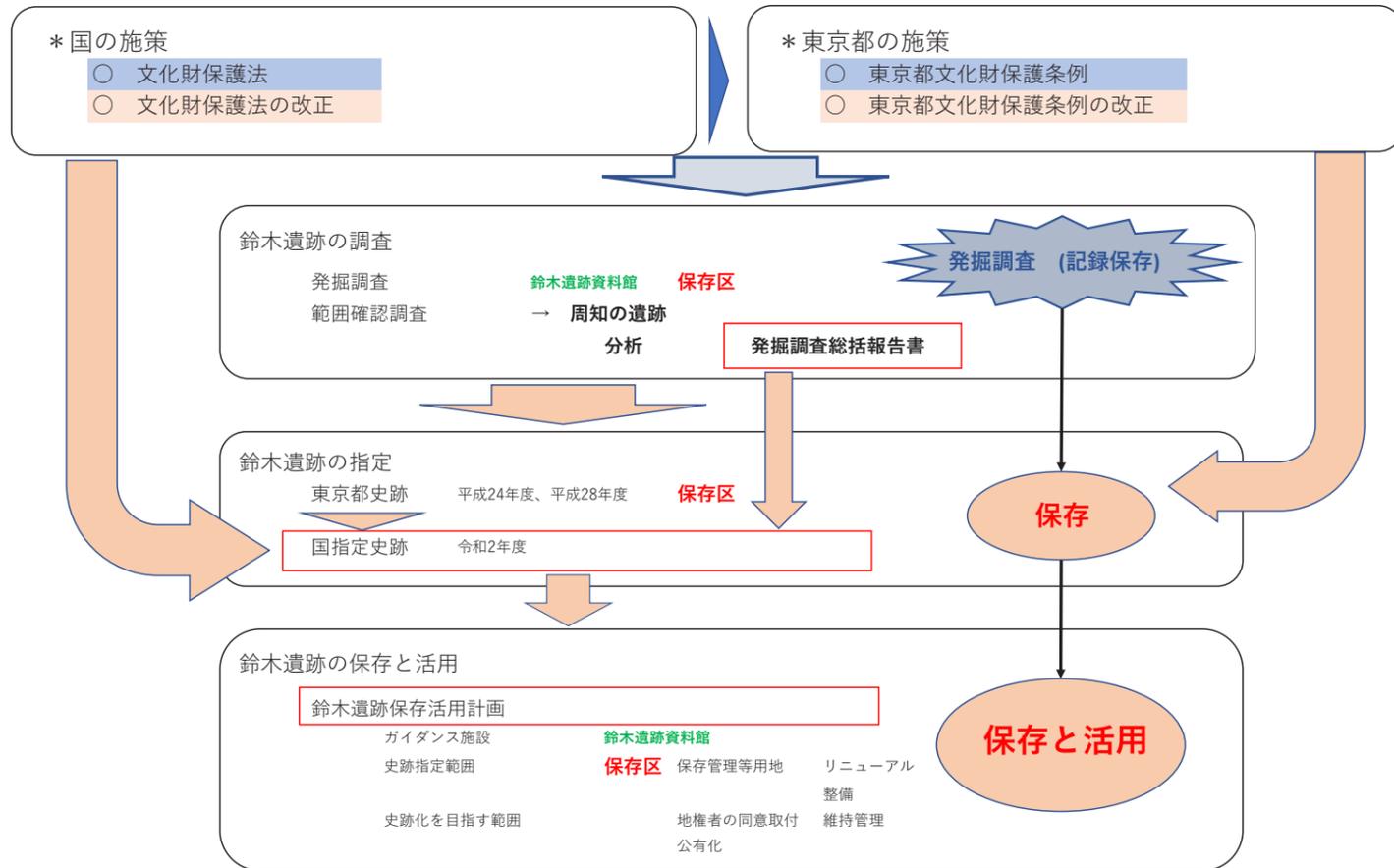
今後のスケジュール



* この計画策定については、皆様のご意見をうかがって進めて参ります。上記の地域懇談会、パブリックコメントなどを通じて、ご意見をお寄せください。問い合わせは、下記文化財担当までお願いいたします。

問合せ・担当： 小平市地域振興部文化スポーツ課
〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地
電話： 042-346-9501 (文化財担当 直通)
E-mail： bunkasports@city.kodaira.lg.jp

鈴木遺跡保存活用計画の考え方



これまでの調査から分かった鈴木遺跡の本質的価値

鈴木遺跡の特徴

- ・周知の遺跡としての鈴木遺跡の面積は約 22 万㎡に及び、旧石器時代の遺跡としては都内最大級の面積を占め、石器約 44,000 点、礫約 78,000 点、総計 12 万点を超える遺物が出土した大規模遺跡。
- ・鈴木遺跡には後期旧石器時代最古の石器群から終末期の石器群までが、立川ロームの最下層から最上層の中に 12 枚の文化層 (同じ時期に属すると思われる遺物が層をなしたまとまり) の形で発見されたことで、後期旧石器時代全域に及ぶ継続期間だったことが判明。
- ・出土した石器石材中に占める黒曜石の割合は6割に及び、黒曜石の石器 1,563 点について蛍光 X 線分析による産地推定を行い、当時の遠隔地石材獲得の実態の一端が明らかに。
- ・当時の人々の生活の痕跡と考えられる 188 か所もの石器集中部、調理場の跡とされる 302 か所の礫群から当時の人々の様子的一端が明らかに。
- ・日本全国でも 1,000 点に満たない出土数の局部磨製石斧が、鈴木遺跡からは 22 点出土。
- ・発掘調査や地形の観察から、石神井川のかつての谷頭部や流路に向かう小支谷や支流の痕跡が確認され、遺跡の地形的な特徴は、後世に一部が改変されているものの、現在でも容易に観察することができる。

鈴木遺跡の本質的価値

- (1) 関東を代表する後期旧石器時代の大規模集落遺跡。
- (2) 日本列島に現生人類が出現して以来、後期旧石器時代全般を通じて拠点集落として機能。
- (3) 後期旧石器時代後半期の当時の人々の移動や交流、生業活動や集団関係等を推定できる。
- (4) 現在でも後期旧石器時代の集落が営まれたころの地形を良好に留めている。

後期旧石器時代集落の成立や立地、機能を考える上で重要

わが国における旧石器時代を研究する上で欠くことのできない内容をもつ大規模遺跡

史跡指定地及びその周辺の現況

鈴木遺跡の史跡指定範囲は 24,774.32㎡に及びますが、こげらの森の 2,362㎡を除き、公有化されています。史跡指定範囲には鈴木小学校保存区・鈴木資料館用地・鈴木1丁目 390 番地保存区・保存管理等用地の4つの保存区が設けられており、その他の範囲の土地利用は道路、公園、緑地等になっております。現状では史跡を保存するための整備が主になっており、活用のための整備は鈴木遺跡資料館の設置等最小限にとどまっています。

① 鈴木小学校保存区



面積 164.68㎡

鈴木小学校の北西に隣接し、現状では柵で囲われた緑地となっています。新小金井街道に面して、鈴木遺跡の説明看板と鈴木遺跡資料館への誘導サインが設置されています。

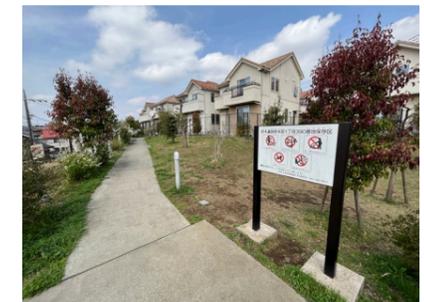
② 鈴木遺跡資料館用地



面積 1,694.26㎡

現状では、鈴木遺跡資料館が設置され、整備活用がなされています。鈴木遺跡資料館は、設置から 25 年がたち老朽化が進んでいます。

③ 鈴木1丁目 390 番地保存区



面積 786.00㎡

現状では南面に擁壁、北面に住宅地に接する緑地となっており、保存区へのアプローチは、擁壁に設けられた階段と住宅地の間を通る通路となります。保存区内には、保存区であることを示す記名サインが設置されています。

④ 保存管理等用地

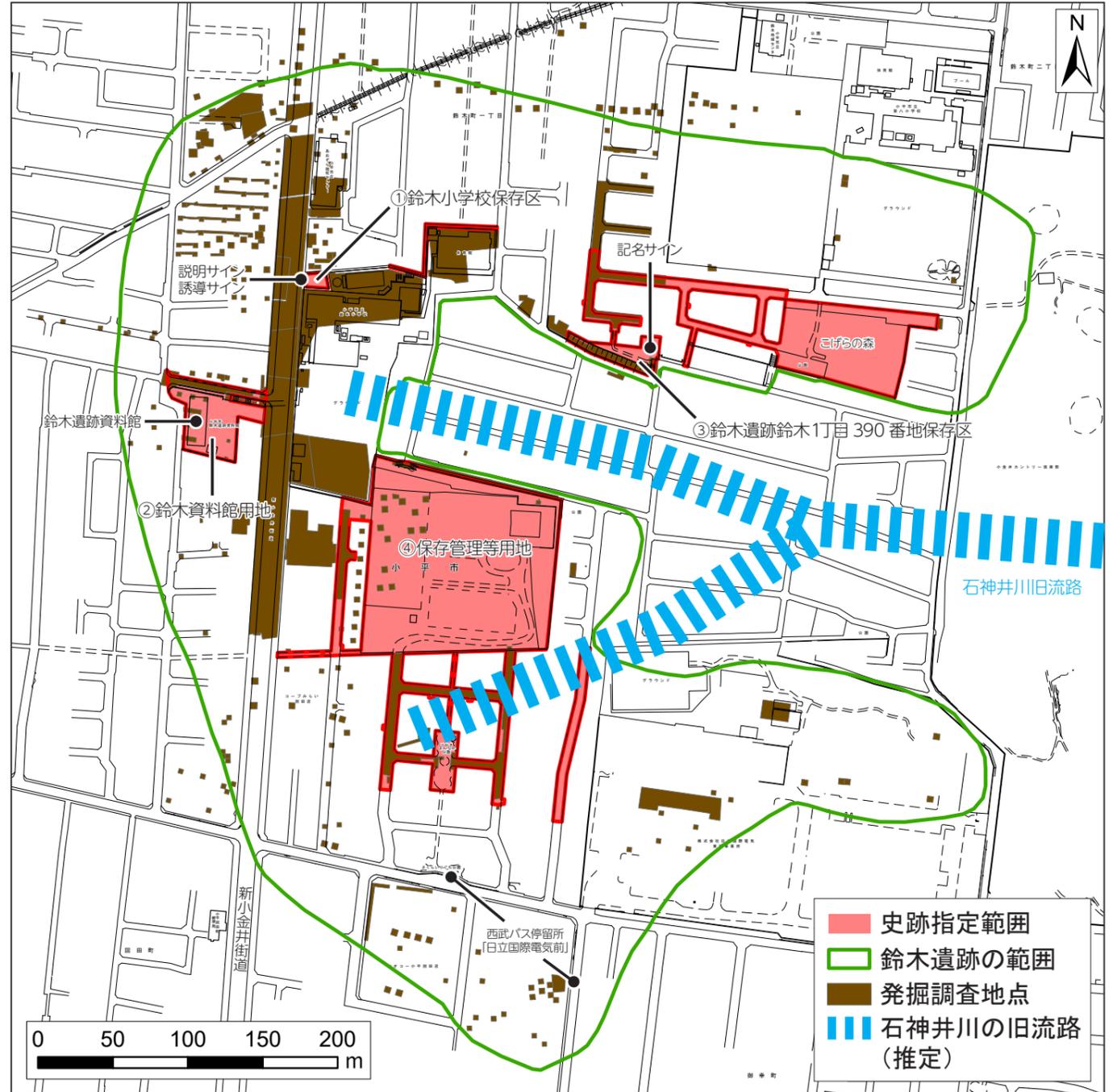


面積 13,810.85㎡

平成 26 年 (2014) に農林中央金庫から小平市へ寄贈された場所で、寄贈後に附属する建物やプール等の施設の撤去が行われましたが、地下の遺構・遺物を保護するために、基礎部分や埋設管等が手つかずで残されています。保存管理等用地は、北面と東面は高低差により擁壁となっており、北西側で鈴木小学校と鈴木小南公園、北東側で回田町第2公園に接するほかは、周囲は住宅地となっています。現状では、整備が行われていないため基本的に非公開となっています。



■ 鈴木遺跡現況図



※今後、地権者の方々の同意をいただいて、国史跡への追加指定に努めて参ります。

大綱

鈴木遺跡を確実に保存し、活用を図るには、行政と地域や市民の皆様、地域全体での取り組みが必要です。それを実現するために鈴木遺跡が目指す将来の姿として、大綱と5つの基本方針を定めます。

比類なき鈴木遺跡、原始の遺産を市民と共に守り育む

①保存

鈴木遺跡のかけがえのない価値を、着実に後世に継承します。
遺構が良好に残る保存区や当時の地形を容易に体感できる環境を維持するために、指定地や指定を目指す範囲を中心に必要な整備を進めるとともに、その有効な維持管理を行います。また、これまでの調査での出土遺物などの適切な保存管理を行っていきます。

③活用

鈴木遺跡のもつ豊かな内容と価値を、広く知っていただけるよう発信に努めます。
案内や解説を行うサインや説明看板を含めた現地での整備を行います。将来的にガイダンスや展示、保管等を行う施設の設置をします。各種イベントの実行、さらにはインターネットなどのメディアや印刷物などの多様な媒体を通じた発信、それらを通じて鈴木遺跡の正しい理解や関心を深めていきます。

⑤運営・管理体制

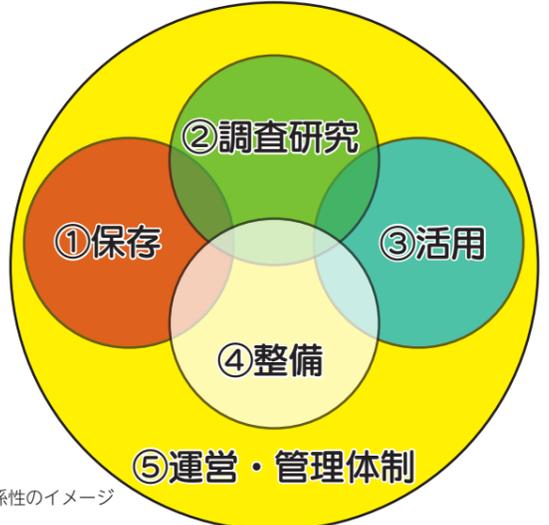
鈴木遺跡の保存、管理、運営を、協力して進めていく体制を作ります。
市街地化し、周辺に人家の多い地域にあるため、鈴木遺跡のあるべき保存や活用は、行政のみが担うのではなく、地域や市民の皆様と手を携えて進めていく方策を探っていきます。

②調査研究

鈴木遺跡の価値や魅力を、さらに掘り起こしていくための調査研究を進めます。
後期旧石器時代を通じて、研究を行うことのできる貴重な遺跡であり、12万点におよぶ石器群の研究をこれからも行っていく必要があります。そのため、遺跡の正しい理解や、適切な保存活用を行うために、追加的な学術調査を行ったり、保管されている調査記録や遺物等の資料の再整理、再分析を行っていきます。

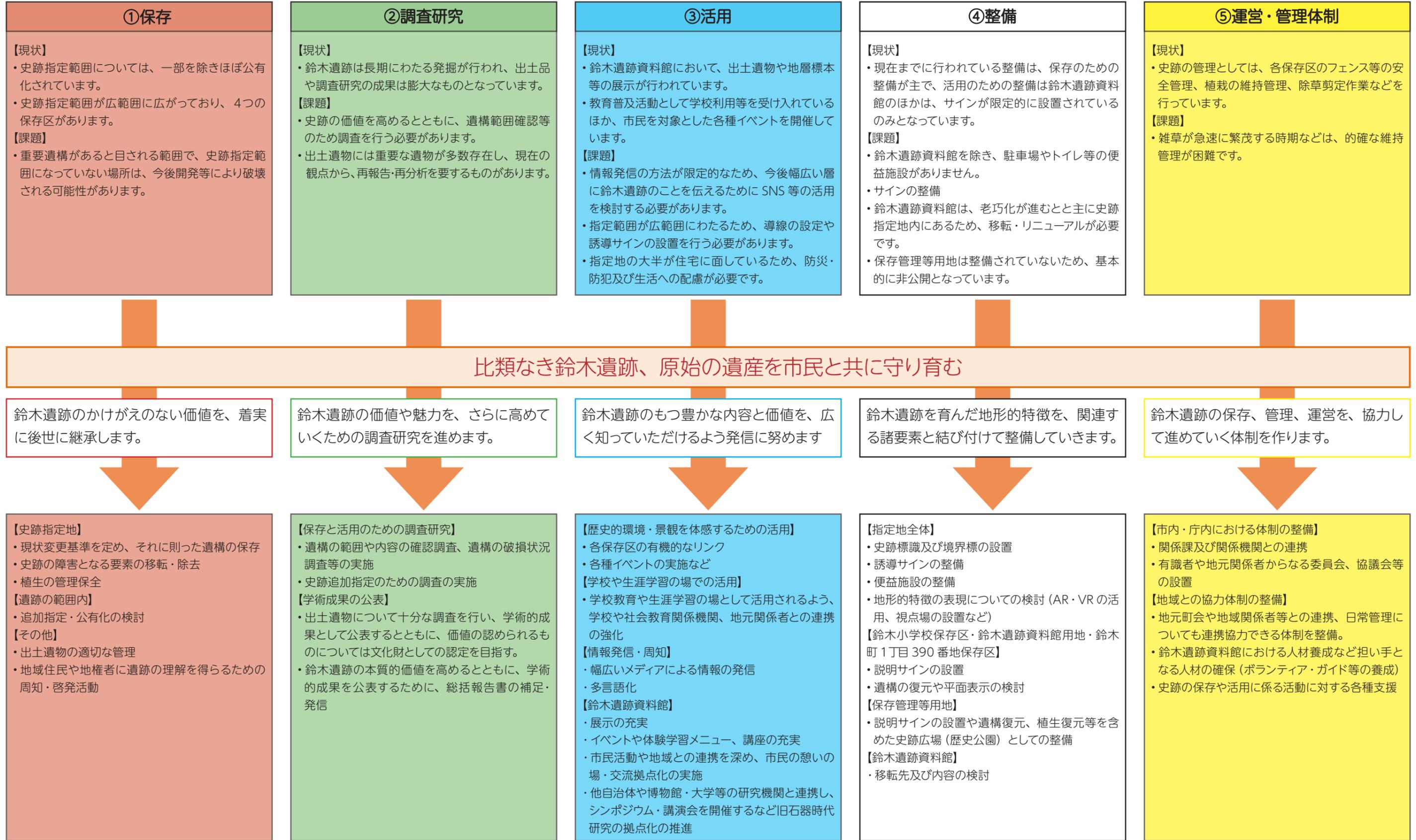
④整備

鈴木遺跡を育んだ地形的特徴を、関連する諸要素と結び付けて整備をしていきます。
石神井川のかつての水源や流路という地形上の特徴が遺跡に何をもたらしたのかについて、実際に観察したり体験したりしていただくとともに、鈴木遺跡の代表的な遺物や石材のあり方や、その後の人間活動のありさまや移り変わりを知っていただき、遺跡に対する愛着や理解を深めていけるようにします。



5つの基本方針の関係性のイメージ

鈴木遺跡の保存・調査研究・活用・整備・運営体制の整備の方向性



令和4年度 国指定史跡鈴木遺跡保存活用計画策定作業スケジュール

		令和4年度																
月	4月		5月		6月	7月	8月		9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月		
	13	20		19	20	20	15	20	26	14	20				10	20		
市報・HP	地域懇談会 市報×切	第3回委員会 市報掲載		第4回委員会 市報×切	地域懇談会 市報HP掲載	第4回委員会 市報掲載		バブコメ 市報×切	バブコメ 市報掲載	バブコメ HP掲載	第5回委員会 市報×切	第5回委員会 市報掲載				計画完成 市報×切	計画完成 市報HP掲載	
市民意見公募等					地域懇談会				バブコメ実施 HP 本庁、東西出張所									
計画書作成作業				原案作成			素案作成							最終案作成・校正	校了	印刷製本	納品	29 策納 定品 支援
検討委員会			資料作成	第3回委員会開催			資料作成	第4回委員会開催				資料作成	第5回委員会開催					
事前調整 (庁内・委員長)	資料作成	第3回庁内調整会議	第3回事前調整		資料作成	第4回庁内調整会議	資料作成	第4回事前調整		資料作成	第5回庁内調整会議	資料作成	第5回事前調整					
理事者調整							下旬 理事者調整			下旬 理事者調整		下旬 理事者調整				中旬 理事者配布		
庁議							29 政策課 庁議報告	3 政策課 報告			12 政策課 報告	18 政策課 報告		9 政策課 報告	13 政策課 報告		24 政策課 報告	
教育委員会報告等							8 件名、資料(12枚)の有無連絡	19 素案懇談会報告					5 件名、資料(8枚)の有無連絡	15 最終案定例会議決				16 教育委員配布
市議会報告等							5 議・Q 祝 & 務 事 A 務 局	★議長 事前レ ク	26 素案 幹事長会 報告	14 素案 生文委員 会 報告					8 議・Q 祝 & 務 事 A 務 局	17 完成版 グラ 幹事長会 報告		中旬 議員 配布